印南町保健福祉医療費の支給に関する条例(平成7年条例第7号)による重度心身障害者 (児)の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	印南町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	109-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百 四十七条で定めるもの	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例(平成7年条例第 7号)による重度心身障害者(児)の医療費の支給に関する 事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省 令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		印南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項印南町保健福祉医療費の支給に関する条例(平成7年条例第7号)による重度心身障害者(児)の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第1条	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、老人、乳幼児、(心身障害者(児))及びひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給し住民の(保健福祉の増進)に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		印南町保健福祉医療費の支給に関する条例

東政の具体的な東政内容と提供な出めて利用性学個人情報等

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等		
事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実につい ての審査に関する事務	重度心身障害者(児)の医療費の助成に係る事実について の審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号41	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個 人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号42	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの

③提供を求める利用特定個 人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号43	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個 人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号44	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個 人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号45	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個 人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号46	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの

人情報	鞍	辛校
利用特定個人情報7		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号口	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個 人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に 関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に 関する情報

地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情

③提供を求める利用特定個

備考

届出情報	
独自利用事務の対象者	重度心身障害者等
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2024年12月20日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.